

最近のトピック

ハラスメント対策の強化(令和8年10月1日施行)

- ❑ 求職者に対するセクシュアルハラスメント防止が義務化され、採用活動時の安心確保が図られます。誰もが安心して働き、活動できる環境づくりが進められます。(16ページ参照)
- ❑ 労働施策総合推進法の改正により、職場におけるハラスメント対策が強化されます。特に、顧客からの暴言や過度な要求などの「カスタマーハラスメント」への対応が企業に義務付けられ、従業員を守るための体制整備や相談窓口の設置が求められます。(16ページ参照)

同一労働同一賃金のガイドライン改正(令和8年10月1日施行)

- ❑ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」について、制度見直しにより、非正規雇用労働者の更なる待遇改善に向けて企業の取組が強化されました。(31ページ参照)

社会保険の適用拡大(令和8年10月1日施行)

- ❑ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用範囲がさらに広がり、令和8年10月より、短時間労働者の「賃金要件(月額8万8,000円以上/年収約106万円の壁)」が撤廃されました。(31ページ参照)
- ❑ 勤務先の「企業規模の要件(現行:51人以上)」についても、令和9年10月以降、会社の規模に関わらず週20時間以上働くすべての人が加入できるよう、段階的に撤廃・拡大されていく予定です。